

平成18年度「小論文」試験 出題意図

問1の出題意図

コースの定理についての感想を求めるものである。コースの定理とは、本文にあるように法がいかなる規定を設けようとも、当事者間での交渉がスムーズにいくならば、法の規定よりも効率的（両当事者にとってもっとも経済的な利益が大きい：経済的な負担がもっとも小さ）な解決が得られるというものであり、そうなると法の規定は、不要ないし、少なくとも法の規定制定にあたっては、経済的視点を視野に入れて立法ないし判決すべきものとなる。

この指摘は、コースの定理が発表された当時、大きな話題となった。法律による解決よりも当事者の交渉に任せた方が効率的であるなら、そうしてそれが社会的コストを最小にするなら、法は正義を希求するよりも当事者のスムーズな交渉に努めることの方が優先課題となるのか、ということにもなりかねない。

そこでもっとも議論されるのは、経済的効率性を優先して法のあり方を議論することがはたして正しい法のあり方なのか、という問題である。法は当事者の経済的利益を無視しても存在する、経済的利益を超越する崇高なものと考えべきかという問題である。

また、百歩譲って法を経済性の要請よりももっと崇高なものとしても、経済学的分析は法の分析に何かをもたらすことができないか、という問題も提起している。「法と形骸学」の研究者の指摘によると、「洗練された法は、期せずして効率的要請に合致した結論を導きだしている」という。

もちろん正解はないが、出題意図は以上の問題点（これ以外にも論ずべきものはあるかもしれないが）に気がつくか否かを試験するものである。

問2の出題意図

この問題は、新聞記事を読んで、その背景にある社会的事象から問題点を抽出して、その問題点についての受験生の考えを述べさせることを通じて、受験生自身の主張の構成力並びに文章作成能力を試す試験である。

新聞記事に報道された事業は、現代日本社会において差し迫った課題である少子化対策の一環として行われるものであるが、行政がどこまで個人の生活領域に関与することができるのか、または関与することが妥当であるのか、様々な立場からの意見が出されることが予想される場所である。

このように、結論が一つとは限らない政策選択の問題について、受験生が自らの立場に立ってその主張を、説得力ある論旨として展開することができるか否かを問う、受験生の文章力を試す出題である。